

利用料金は下記の通りです。要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

【基本利用料】		(単位数)	利用料	
			10割	自己負担
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護1・2	1086	¥12,380	¥0
居宅介護支援費（ⅰ）	要介護3・4・5	1411	¥16,085	¥0
【取扱件数45件未満】				
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護1・2	544	¥6,202	¥0
居宅介護支援費（ⅱ）	要介護3・4・5	704	¥8,026	¥0
【取扱件数45件～60件未満】				
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護1・2	326	¥3,716	¥0
居宅介護支援費（ⅲ）	要介護3・4・5	422	¥4,811	¥0
【取扱件数45件～60件未満】				
居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護1・2	1086	¥12,380	¥0
居宅介護支援費（ⅰ）	要介護3・4・5	1411	¥16,085	¥0
【取扱件数50件未満】				
居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護1・2	527	¥6,008	¥0
居宅介護支援費（ⅱ）	要介護3・4・5	683	¥7,786	¥0
【取扱件数50件～60件未満】				
居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護1・2	316	¥3,602	¥0
居宅介護支援費（ⅲ）	要介護3・4・5	410	¥4,674	¥0
【取扱件数40件～60件未満】				

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※居宅介護支援費（Ⅱ）については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できるものとされています。

【加算・減算】	以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算または減算されます。	(単位数)	利用料	
			10割	自己負担
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	300	¥3,420	¥0
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	250	¥2,850	¥0
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	200	¥2,280	¥0
退院・退所加算（Ⅰ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	450	¥5,130	¥0
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	600	¥6,840	¥0
退院・退所加算（Ⅱ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	600	¥6,840	¥0
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	750	¥8,550	¥0
退院・退所加算（Ⅲ）	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	900	¥10,260	¥0
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200	¥2,280	¥0
通院時情報連携加算	通院時に介護支援専門員が同席した場合（1月につき）	50	¥570	¥0
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	—	上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）	
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	-200	¥-2,280	¥0
高齢者虐待防止措置未実施減算	必要な措置を講じていない場合に所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	—	上記基本利用料の1%	
業務継続計画未策定減算	必要な措置を講じていない場合に所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	—	上記基本利用料の1%	
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	—	上記基本利用料の15%	

※業務継続計画未策定減算は令和7年4月1日より開始されます
※サービスを提供する実施地域外にお住いの方へは、交通費を実費で頂戴いたします。尚、自動車の場合は1KM10円を頂きます。
※ご利用者は契約を解約することができ、解約料等は一切料金はいかかりません。